

地域公共交通等運行継続緊急支援金支給規程

(目的)

第1条 福島県が行う地域公共交通等運行継続緊急支援事業における地域公共交通等運行継続緊急支援金の交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び地域公共交通等運行継続緊急支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか、地域公共交通等運行継続緊急支援事業実施要領及びこの支給規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地域公共交通等事業者

路線バス（乗合バス）・貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者

(2) 補助事業者

地域公共交通等事業者の車両維持に要する経費の一部を助成する地域公共交通等運行継続緊急支援事業を行う事業者（以下「株式会社 J T B 福島支店」という。）

(3) 緊急支援金

地域公共交通等事業者の車両維持に要する経費の一部を助成するため、補助事業者が地域公共交通等事業に対して支給する支援金

(緊急支援金の交付対象事業者)

第3条 緊急支援金の交付対象事業者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 路線（乗合）バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、福島県内に本社又は営業所がある事業者

(2) 自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、福島県内に本社又は営業所がある者

(3) トラック運送事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者）

(緊急支援金の交付対象事業者の要件)

第4条 緊急支援金の交付対象要件は次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 緊急支援金の交付申請時点で事業を継続している事業者

(2) 次のいずれにも該当しない事業者

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- ウ 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの
- エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(交付対象車両)

第5条 交付対象車両は、次に掲げる事項のうち(1)から(3)までのいずれか、かつ(4)及び(5)の両方に該当するものとする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業(民間救急車両は除く)を行い、福島県内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、福島県内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (3) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者(資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者)が保有する届出車両
- (4) 事業用自動車として国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、申請時点で保有している車両。
- (5) 次のいずれかに該当する車両
 - ア 路線バス(乗合バス)として使用される車両
 - イ 貸切バスとして使用される車両
 - ウ 乗用タクシー・ハイヤー車両として使用される車両
 - エ 自動車運転代行業の随伴車として使用される車両
 - オ トラック運送事業として使用される車両(三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。)

(緊急支援金の交付額)

第6条 緊急支援金の交付額は次の各号に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 路線バス（乗合バス）

前条(5)アに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき20万円を乗じて得た額とする。

ただし、乗車定員11人未満の車両の緊急支援金の額については、交付対象車両1台につき10万円を乗じて得た額とする。

(2) 貸切バス

前条(5)イに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき10万円を乗じて得た額とする。

(3) タクシー

前条(5)ウに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき5万円を乗じて得た額とする。

(4) 自動車運転代行

前条(5)エに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき1万5千円を乗じて得た額とする。

(5) トラック

前条(5)オに該当する車両の緊急支援金の額は、交付対象車両1台につき3万円を乗じて得た額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、令和8年2月6日(金)までに、以下の関係書類を添えて株式会社JTB福島支店に提出しなければならない。

- (1) 支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1-1-1号～1-5-2号のうち該当するもの)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 登録車両一覧表(様式第3号)
- (4) 申請時点で有効期間内である対象車両の自動車検査証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)
- (5) 乗車定員11名未満の車両について、路線(乗合)バスとして使用される車両として申請する場合は、「一般乗合旅客自動車運送事業」として道路運送法第4条の許可を得ていることが分かる書類
- (6) 自動車運転代行業の随伴車として使用される車両について申請する場合は、対象車両に係る運転代行保険の証書の写し
- (7) 債権者登録申請書
- (8) (7)に記載した振込口座が分かる通帳等の写し
- (9) その他、福島県知事が必要と認める書類

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項の別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算し

て10日を経過した日とする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 株式会社 J T B 福島支店は、前条の規定により支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付決定及び額の確定又は不交付決定を行い、交付申請を行った交付対象者に対し通知するものとする。

(支援金の支払)

第10条 株式会社 J T B 福島支店は、前条による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 株式会社 J T B 福島支店は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) 規則又はこの規程に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第12条 支援金の交付を受けた交付対象者は、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに支援金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 交付対象者は、当該支援金に関する関係書類（申請書に添付した書類を含む。）を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第14条 この緊急支援金に関して株式会社 J T B 福島支店に提出する書類は1部とする。

(立入検査等)

第15条 株式会社 J T B 福島支店は、緊急支援金の交付業務の適正を期するため、必要があるときは、緊急支援金の交付を受けた者に対して報告させ、又は補助事業者にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができるものとする。

(情報管理及び機密保持)

第16条 株式会社 J T B 福島支店は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目

的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の機密情報（事業関係者の個人情報等を含む。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 株式会社 J T B 福島支店は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなすものとする。
- 3 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（個人情報の保護）

第17条 株式会社 J T B 福島支店は、緊急支援金の交付申請等を行った者に関する得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他福島県における個人情報の取扱いに関する規定等に従って取り扱うものとする。

（監査）

第18条 福島県知事は、株式会社 J T B 福島支店及び緊急支援金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、監査を実施することができる。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月19日から施行する。